



高松市食品ロス削減推進計画

令和 4 年 2 月

高 松 市

目次

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 食品ロスの現状と削減の意義

- 1 日本の食品ロスの現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 食品ロス削減の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 本市における食品ロス発生量と課題

- 1 家庭系食品ロス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 事業系食品ロス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 本市における課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第4章 食品ロス削減に向けた基本的方向性・・・・・・・・・・ 13

第5章 食品ロスの削減を推進するために求められる役割と行動

- 1 市民・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 農林漁業者・食品関連事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 3 関係団体（消費者団体、NPO、フードバンク団体、子ども食堂等）・ 18

4 本市	18
------	----

第6章 基本的施策

1 教育及び学習の振興、普及啓発等	20
2 事業者の取組に対する支援	21
3 表彰制度	23
4 実態把握及び情報収集・情報提供	23
5 フードバンク活動及びフードドライブへの協力等	23

第7章 数値目標

1 高松市の食品ロス削減数値目標	26
2 その他の数値目標	28

第8章 計画の推進体制及び進行管理

1 計画の推進体制	29
2 関連する施策等との連携	29
3 計画の進行管理	30

第1章 総論

1 計画策定の趣旨

我が国においては、まだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロス（*1）が発生しています。食品ロスの問題については、平成27年（2015年）の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（*2）」で言及されるなど、国際的にも重要な課題となっており、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組むべき課題です。

このような中、行政、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的とする「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）が令和元年（2019年）10月から施行されました。また、令和2年（2020年）3月には、同法第11条に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されました。

（*1）本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品（※食品廃棄物には、食品ロスのほか、魚・肉の骨等の食べられない部分が含まれる。）

（*2）2015年9月の国連総会で採択された2030年までの国際開発目標（SDGs）

「食品ロス削減推進法」では、地方公共団体は地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされているほか、基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならない、とされていることから、香川県は、令和3年（2021年）3月に「香川県食品ロス削減推進計画」を策定しました。

本市では、平成30年（2018年）3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」の「ごみ処理基本計画」の中で、食品ロス対策等の推進を重点取組項目と位置付け、これまでも様々な対策を実施してきました。今後は「食品ロス削減推進法」等の趣旨を踏まえ、本市における食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するとともに、本市が2050年に温室効果ガス（以下「CO2」と表記します。）の排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言したことから、その取組にも寄与するため、本計画を策定するものです。

※本文中「市民」と表記しているものは、関係する他の計画の「消費者」と同義です。ただし、消費者団体の表記や香川県の取組を引用しているケースでは、一部「消費者」のままとしています。

2 計画の位置付け

本計画は、本市の「ごみ処理基本計画」における、食品ロス削減に関する個別計画であり、「食品ロス削減推進法」第13条第1項の規定に基づく、市

町村の食品ロスの削減の推進に関する計画として策定するものです。

また、同法第13条第2項の規定に基づき、本市の「環境基本計画」や「一般廃棄物処理基本計画」等、関係法令に基づく各種計画と調和を図ります。

3 計画期間

本市の「一般廃棄物処理基本計画」及び「ごみ処理基本計画」との調和を図るため、令和4年（2022年）度から令和9年（2027年）度までの6年間とします。ただし、今後の社会経済情勢の変化や食品ロスに関連する制度の改正、施策の実施状況等に応じて、計画期間内であっても必要な見直しを行うこととします。



第2章 食品ロスの現状と削減の意義

1 日本の食品ロスの現状

日本国内の食品ロス量は年間600万トン（平成30年（2018年）度）で、国民一人一日当たり約130g（お茶碗1杯分）の食品ロスを出していると推計されています。

内訳は、一般の家庭から発生する「家庭系食品ロス」が276万トン（46.0%）、食品製造業や食品小売業、外食産業等の事業者から発生する事業系食品ロスが324万トン（54.0%）となっています。

主な発生要因は、家庭系食品ロスが「食べ残し」、「過剰除去」、「直接廃棄」、事業系食品ロスが「規格外品」、「返品」、「売れ残り」、「作りすぎ」、「食べ残し」となっています。

2 食品ロス削減の意義

日本全体の食品ロスの量（600万トン）は、国連の食料援助量の約380万トン（*3）の約1.6倍にもなります。

(*3) 国際連合世界食糧計画（WFP）2017年実績

国際連合食糧農業機関（F A O）の報告（* 4）によると、世界で飢えや栄養不足で苦しんでいる人々は約 8 億人にのぼり、世界人口の 9 人に 1 人に相当します。

こうした中、日本の食料自給率（カロリーベース）は 3 7 %（* 5）と先進国の中で最低水準であり、食料の多くを海外からの輸入に依存している一方で、大量の食品ロスを出しています。

また、食料を生産するためには多くのエネルギーを必要としており、食料生産に伴う CO2 排出量は、世界全体の排出量の約 2 5 %を占めるとされている中、廃棄される食料のためにも CO2 が排出されており、エネルギーの無駄や地球温暖化の要因ともなっています。

このような中、平成 2 7 年（2 0 1 5 年）に国連で採択された持続可能な開発のための 2 0 3 0 アジェンダに基づく「持続可能な開発目標（S D G s）」では、食料廃棄の減少が重要な柱として位置付けられており（* 6）、食品ロスの削減は国際的な課題となっています。

(* 4) 国際連合食糧農業機関 (FAO)「the STATE OF FOOD SECURITY AND NUTRITION IN THE WORLD (2 0 1 9)」

(* 5) 農林水産省「平成 3 0 年度食料需給表」 2 0 1 8 年度食料自給率（カロリーベース）

(* 6) 目標 1 2. 3 2 0 3 0 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる

食品ロスの削減により、廃棄物の発生抑制（リデュース）が図られるほか、家計負担の軽減も期待されます。

また、食品ロスを含むサプライチェーン全体を通じた食品廃棄物は「世界の温室効果ガスのうち推定 8 %を生み出している（*7）」ことから、その削減は、廃棄時の運搬・処理に加え、食品の流通・製造時のCO₂排出抑制にも寄与することが期待されます。（*8）

（*7） 令和3年5月に開催されたG7気候・環境大臣会合コミュニケから引用

（*8） パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略（令和元年6月閣議決定）



第3章 高松市における食品ロス発生量と課題

1 家庭系食品ロス

本市では平成30年（2018年）度と令和2年（2020年）度の2回、家庭系食品ロスの実態調査を実施しました。

一人一日当たりの食品ロス発生量は、平成30年（2018年）度調査で50.1g、また、令和2年（2020年）度調査では34.2gと推計しました。国の家庭系食品ロス発生量（平成29年（2017年）度推計値61.3g）と比較するといずれも下回っています。

【平成29年（2017年）度の本市の家庭系食品ロスの発生量（推計値）7,690t】

※香川県食品ロス削減推進計画中の本市の家庭系食品ロス発生量の推計値

その食品ロスの内訳は、「100%残存の直接廃棄（手付かず食品）」の割合が最も高く、次いで「食べ残し」となっています。

また、令和2年（2020年）度を実施した市民アンケートの調査結果によると、回答者の90.3%が食品ロスという言葉を知ったことがあり、食品ロスの減量に向け、多くの市民が、以下のような行動に取り組んでいることが分かりました。

- ①料理は残さず食べるようにしている。
- ②食品の賞味（消費）期限に注意して食べ忘れないようにしている。
- ③買い物に行く前に、冷蔵庫の中身を確認し、買いすぎないようにしている。



2 事業系食品ロス

事業系食品ロスについては、本市の発生量を特定できる統計データ等が存在しないことから、「香川県食品ロス削減推進計画」の事業系食品ロスの発生量（推計値）から、令和元年経済センサス基礎調査の市町別民営事業者数の割合を基に、本市の発生量を推計しました。

【平成29年（2019年）度の本市の事業系食品ロス発生量（推計値）9,672 t】

※事業系食品ロス発生量の推計方法

H29年度県内の事業系食品ロス発生量 19,942 t × R 元年経済センサス基礎調査の県内の事業所に占める高松市内の事業所の割合 48.5%

3 本市における課題

本市における食品ロスの発生源は、家庭系が44.3%、事業系が55.7%で、平成29年（2019）度推計値では、全国や香川県とほぼ同じ割合となっています。

市民一人一日当たりの食品ロス発生量（家庭系）は、全国平均を下回っているものの、一年間に小学校にある25mプール20杯分を超える食品ロスが発生しています。

このような状況を市民一人ひとりが認識し、これまで以上に削減に向けた取組を進める必要があります。

家庭系の食品ロスについては、本市では「直接廃棄（手付かず食品）」の割合が高くなっており、食品に応じた適切な保存や食材の有効活用、適切な買い物等に関する意識啓発など、直接廃棄される食品ロスの削減に向けた取組を進める必要があります。

また、事業系食品ロスについては、本市の発生量を特定できる統計データが存在しないものの、香川県と同様に、小売業から発生する割合が高いと考えられることから、小売事業者から発生している食品ロスの実態を把握し、その削減に向けた取組を進める必要があります。

さらには、「高松市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱」に基づ



く多量排出事業者(*9)に対し、食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めてもらうため、社員等への啓発を行うことや、災害時用備蓄食料の有効活用に努めるなどの取組を求める必要があります。

(*9) 事業系一般廃棄物の減量及び再資源化を推進することを目的とした「高松市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱」で、事業の用に供する延べ面積3,000㎡以上の建物を所有・占有又は管理する事業者を「多量排出事業者」と定義し、毎年、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めています。

第4章 食品ロス削減に向けた基本的方向性

食品ロスを削減するためには、市民や事業者等が食品ロスの現状と問題点、削減の意義について理解し、その削減に向けた行動を実践することが必要です。

- ・ **食べ物を無駄にしない**

食べ物を無駄にしないこと「もったいない」を市民と事業者等の共通意識とします。

- ・ **食品ロスの現状とその削減の必要性を知る**

生産、製造、販売の各段階や買い物、保存、調理、消費の各場面で、本来、食べられるはずの食品が様々な理由で捨てられていることを認識します。

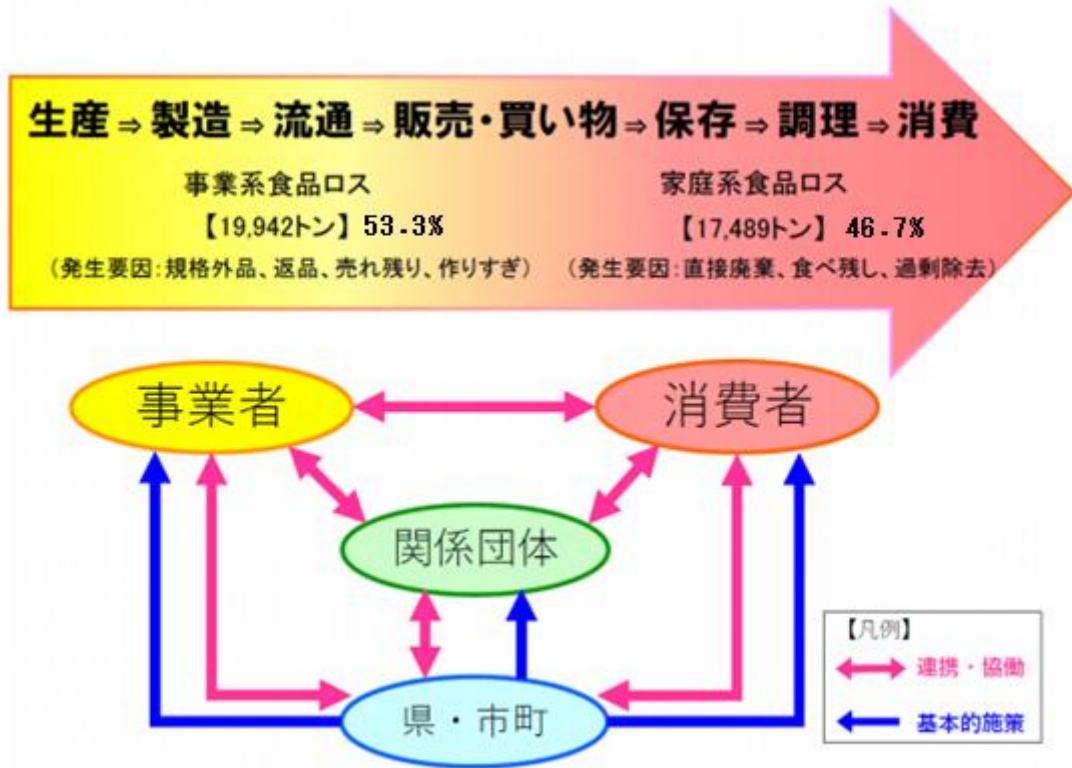
- ・ **可能なことから具体的な行動を実践する**

市民、事業者等、それぞれに期待される役割と具体的な行動を理解し、実践します。

こうした理解と行動の輪が広がるよう、市民、事業者、関係団体等、県及び本市（行政）の多様な主体が連携・協働することで、食品ロスの削減を推進するものとします。

また、食品ロス削減への行動を「きっかけ」として、本市の「ゼロカーボンシティ」実現に向けた市民のライフスタイルの転換を促します。

食品ロス削減に向けた基本的方向性 概念図



(香川県食品ロス削減推進計画から引用)

第5章 食品ロスの削減を推進するために 求められる役割と行動

食品ロスは市民及び事業者の双方から発生しており、サプライチェーン全体で取り組むべき課題であるため、市民や事業者が以下に掲げる役割と行動を理解し、実践することが重要です。

また、事業者は自らの取組を市民に伝え、市民は食品ロスの削減に取り組む事業者を積極的に支援するなどの双方のコミュニケーションを密にしていくことが重要です。

これに消費者団体やNPO、行政も参画し、それぞれの役割を果たしながら連携・協働することにより、先進的な取組事例が創出されることが期待されます。

それぞれの主体に求められる役割と行動例は、以下のとおりです。

なお、これらの役割と行動例については、食の安全・安心を損なわないよう、いずれも食品衛生法等の関係法令の規定に抵触しない範囲内で実施するものとします。

※ 下線を引いた行動例は、本市の重点的取組とするものです。

※ ○が文頭に付された行動例は、購入した食材を使いきる「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、排出前に水分をきる「水きり」の「3きり」に該当するものです。

1 市民

食品ロスの現状と削減の必要性について理解を深めるとともに、自身が排出している食品ロスについて適切に把握する必要があります。その上で、以下に掲げる行動例を参考に、自らができることを考え、行動に移すことが必要です。

また、食品ロスの削減に取り組む事業者を積極的に利用するなど、持続可能な生産・製造・販売活動を行う事業者を支援する役割も求められます。

① 買い物の際	<ul style="list-style-type: none"> ○事前に家にある食材を確認し、期限表示を理解の上、使い切れる分だけ購入する（メモを活用するなど必要なものだけを購入する） ・欠品を許容する意識を持つ ・規格外品や訳あり品の販売を許容する意識を持つ ・過度な鮮度志向を改め、陳列棚の手前から購入するよう努める
② 食品の保存の際	<ul style="list-style-type: none"> ○食材に応じた適切な保存と冷蔵庫内の在庫管理により、食材を使い切る ・冷凍保存や伝統的保存（乾燥、発酵）など、自宅でできる長期保存方法を実践する ・賞味期限を過ぎた食品であっても、食べられるかどうか個別に判断する
③ 調理の際	<ul style="list-style-type: none"> ○家にある食材を計画的に使い切る ・食材の食べられる部分はできる限り無駄にしない ○食卓に上げるのは食べきれぬ量とし、食べ残しをしない ・食べきれなかったものはリメイク等の工夫をする
④ 外食の際	<ul style="list-style-type: none"> ○食べきれぬ量を注文し、提供された料理を食べきる ・会食時には、最初の 30 分間と最後の 10 分間に料理を楽しむ時間を設ける「30・10運動」を実践する ・料理が残った場合は、外食事業者からの説明をよく聞き、衛生上の注意事項を理解した上で、自己責任の範囲で持ち帰ることを検討する ・mottECO(*10)の実践(持ち帰り用の袋を持参する)
⑤ 廃棄の際	<ul style="list-style-type: none"> ○やむを得ず、ごみとして排出するときは、水分をよく切る

2 農林漁業者・食品関連事業者

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と削減の必要性について理解を深めるとともに、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握して、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めることが求められます。それでもなお発生する食品ロスについては、適切に再生利用を行う必要があります。

また、香川県及び本市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めることが期待されます。

① 農林漁業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>未利用の農林水産物を有効活用する</u>
② 食品製造業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原料の無駄のない利用や製造・出荷工程における適正管理・鮮度保持に努める ・ 製造方法の見直しや容器包装の工夫により、賞味期限の延長に取り組む ・ <u>賞味期限の大括り化（年月表示など）に取り組む</u> ・ 需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等により、サプライチェーン全体で食品ロス削減に資する適正受注を推進する ・ <u>消費実態に合わせた容量の適正化を図る</u> ・ <u>製造時に生じる端材や型崩れ品等の規格外品の有効活用を促進する</u>
③ 食品卸売・小売業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>納品期限の緩和等の商慣習の見直しに取り組む</u> ・ 受発注リードタイムの調整、物流頻度の調整、適正発注の推進等によって、販売段階での売れ残りロスを削減するよう努める ・ 天候や曜日を考慮した需要予測に基づく仕入れや販売等を工夫する ・ 季節商品の予約制など、需要に応じた販売を行う ・ <u>賞味・消費期限の近い食品の購入を促し、売り切るための取組（値引き・ポイント付与等）を行う</u> ・ <u>小分けや少量販売など使い切りやすい工夫を行う</u>

④ 外食事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・天候や曜日、消費者特性を考慮した仕入れ、提供等を工夫する ・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けや要望に応じた量の調整等）を導入する ・「30・10運動」の実施を呼び掛ける ・mottECO(*10)の実践(④の上記の行動例を講じた上でも料理が残ってしまった場合は、消費者の自己責任を前提に、衛生上の注意事項を説明した上で可能な範囲で持ち帰りをできることとし、店頭に表示するなど情報提供を行う)
⑤ 食品関連事業者に共通する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・包装資材に傷や汚れがあっても、商品である中身が毀損していなければ、そのまま販売することを許容する ・フードシェアリングの活用等により、売り切る工夫を行う ・フードバンク団体の役割とその活動を理解し、積極的に未利用食品の提供を行う ・食品ロスの削減に向けた体制を整備するとともに、取組内容や進捗状況について積極的に開示する

3 関係団体（消費者団体、NPO、フードバンク団体、子ども食堂等）

1、2に記載した役割と行動を実践する市民や事業者が増えるよう、香川県及び本市と協働して食品ロスの削減に取り組むとともに、市民や事業者、行政等の多様な主体をつなぐ役割を担うことが期待されます。

4 本市

1～3に記載した役割と行動を実践する市民や事業者、関係団体等が増えるよう、香川県が実施する施策と連携し、地域の実情に応じた取組を推進します。

(*10) 飲食店とその利用者の相互理解のもと、飲食店等での食べ残しの持ち帰りを、より身近な文化として広めることを目的に、環境省等が開催した「New ドギーバッグアイデアコンテスト」で選定された、飲食店での食べ残しの持ち帰り行為の新たな名称。

第6章 基本的施策

本市では、平成30年（2018年）3月に策定した「一般廃棄物処理基本計画」及び「ごみ処理基本計画」に基づき、ごみの発生を抑制する取組の一つとして、食品ロス削減のための各種施策を推進してきました。

その、主な内容は以下のとおりです。

- ・ 家庭から発生する食品ロス発生量の調査、市民アンケートの実施
- ・ 食品ロスに関する啓発用リーフレット等の作成（環境学習でも活用）
- ・ 飲食業界などの事業者との協働による事業の検討・実施
- ・ 購入した食材を使いきる「使いきり」、食べ残しをしない「食べきり」、排出前に水分をきる「水きり」の「3きり」の推進
- ・ 生ごみを乾燥させてから排出する方法の奨励
- ・ 段ボールコンポストの紹介 など

また、香川県が推奨する『スマート・フードライフ』（主に家庭から出る食品ロスの削減を目指して、食品ロスを減らすライフスタイル）に賛同し、大型商業施設での啓発イベントや、会食での食品ロスを減らす取組である「30・10運動」の普及啓発にも協力しています。

令和元年（2019年）10月に施行された「食品ロス削減推進法」では、事業者、消費者、地方公共団体、関係団体等の多様な主体が連携して、食品ロスの削減を総合的に推進することとされており、今後は同法の趣旨を踏まえて事業

者から出る食品ロスの削減に向けた施策のほか、本市の現状や特性に応じた施策を推進する必要があります。

そこで、国や県が実施する食品の生産から製造、販売、消費に至る一連の過程における取組や本市における食品ロスの現状と特性、これまでに実施してきた施策等を踏まえ、以下の施策に取り組み、食品ロスの削減を一層、推進します。

1 教育及び学習の振興、普及啓発等

市民が食品ロスの削減に自発的に取り組めるようにするため、エシカル消費（*11）や食育に関する取組とも連携しながら、「市政出前ふれあいトーク」や「環境学習」などを活用し、家庭や学校・地域等において、食品ロス削減の重要性についての理解と関心を高める教育や普及啓発の施策を推進します。

その際、国が展開している食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」（*12）や全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（*13）等の啓発情報を参考にするなど、それらの活用に努めます。

（*11） エシカル消費（倫理的消費）：人や社会・環境に配慮して消費者が自ら考える賢い消費行動

（*12） 食品ロス削減にフードチェーン全体で取り組んでいくため、官民が連携して展開する食品ロス削減に向けた国民運動

（*13） 「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する地方公共団体間のネットワーク

① 香川県や学校・地域等と連携した普及啓発

食品ロス削減の取組は、香川県と連携することで、取組の相乗効果が期待されることから、香川県のスマート・フードライフ推進キャラクター「たるる」を本市も活用し、その認知度を高めることでスマート・フードライフの浸透を図ります。



スマート・フードライフ推進
キャラクター「たるる」

また、学校や地域コミュニティ協議会等と連携し、フードドライブ等を実施することにより、市域でのフードドライブへの関心を高めます。

② 動画やSNS等の活用

動画の配信等、ICTツールを活用することにより、各種講座への参加が難しい場合であっても、食品ロスについて学ぶ機会を確保できるよう努めます。

また、将来を担う世代に的確に情報発信するため、若い世代が活発に利用するSNSを活用した普及啓発に取り組みます。

2 事業者の取組に対する支援

先進事例等の共有・周知を図りながら、生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための取組を促進します。

① 「かがわ食品ロス削減協力店制度」への協力

食品ロス削減に取り組む事業者の「かがわ食品ロス削減協力店」への認定・登録を推奨し、その取組を、ホームページなどを通じて広く市民に周知します。

② 規格外や未利用の食品を活用する取組に対する支援

様々な理由により、通常の流通経路での販売等が困難な規格外や未利用の農林水産物を活用（加工・販売等）する取組に協力します。

また、食品製造の過程で生じる端材や規格外品等を活用する取組が広がるよう、事業者や関係団体との連携を促進します。

③ 事業者の取組に対する市民理解の促進

食品ロス削減のための商慣習の見直し（賞味期限表示の大括り化、納品期限の緩和等）を推進する事業者の取組に対して、市民の理解が促進されるよう啓発を実施します。

④ 多量排出事業者の取組促進

多量排出事業者に対し、食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行うことや、期限切れ間近の災害時用備蓄食料を有効活用するためフードバンク団体へ寄付すること等について、必要な情報を提供します。

3 表彰制度

事業者の食品ロス削減の機運が醸成されるよう、食品ロス削減に向け、優れた取組をした事業者を、エコシティたかまつ優良事業者表彰の対象とします。

4 実態把握及び情報収集・情報提供

家庭系食品ロスの発生量に関する実態調査や、市民・事業者へのアンケート調査等を適宜実施し、市民の食品ロスの認知度や削減への取組状況等の把握に努めるとともに、先進自治体の食品ロスの削減に向けた取組事例に関する情報収集や調査を行います。

また、事業者や関係団体等の多様な主体と連携し、食品ロスを削減するための課題やその解決に向けた取組について情報を共有・提供します。

5 フードバンク活動及びフードドライブへの協力等

フードバンク活動（*14）は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者や子ども食堂への支援等の福祉の観点からも意義のある取組です。

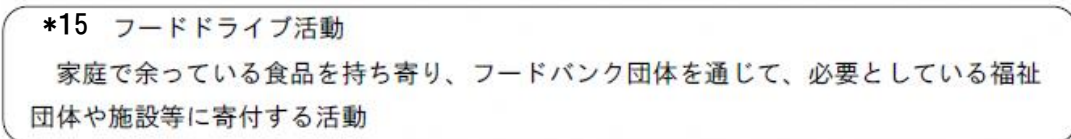
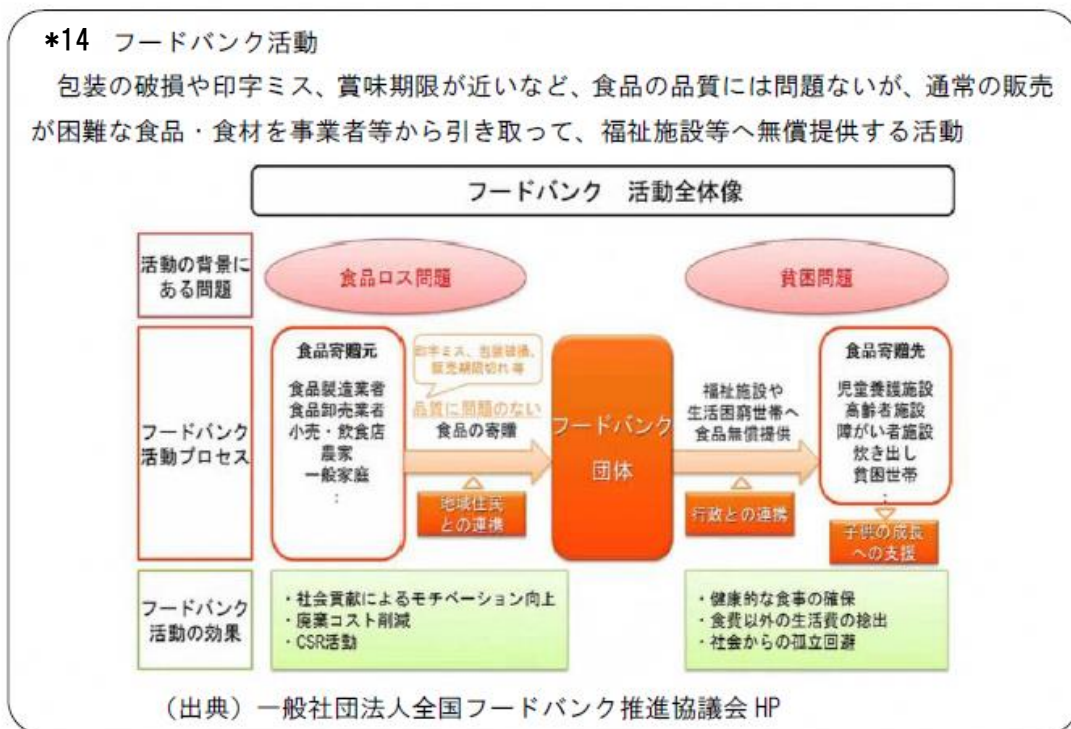
そのため、フードバンク活動の認知度を向上させるとともに、支援が広がるよう、市民及び事業者等に対して、フードバンク活動への理解を促進します。

また、食品関連事業者及び福祉団体等とフードバンク団体とのマッチングや

提供される食品の情報共有等にも協力します。

さらには、たかまつ子ども食堂ネットワークのほか、学校や地域コミュニティ協議会等と情報共有を図り、フードドライブ（*15）の促進に努め、フードバンク団体を通じた食材の確保に協力します。

（*14、*15）フードバンク活動及びフードドライブ（活動）について



（香川県食品ロス削減推進計画から引用）

第7章 数値目標

国の食品ロス削減目標については、家庭系食品ロスは「第四次循環型社会形成推進基本計画」（平成30年（2018年）6月閣議決定）、事業系食品ロスは「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」（令和元年（2019年）7月）において、共に平成12年（2000年）度比で令和12年（2030年）度までに半減させることと、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする、という目標を設定しています。

また、香川県の食品ロス削減目標は、①平成29年（2017年）度比で令和12年（2030年）度までに一人一日当たり22g（ウインナーソーセージ1本分）を削減することと、②家庭系の食品ロスでは、食品ロスを出していないと思う人の割合を令和7年（2025年）度までに50%以上（令和2年（2020年）度時点39.2%）にすること、また、③事業系食品ロスでは、かがわ食品ロス削減協力店の登録店舗数を令和7年（2025年）度までに300店舗以上（令和2年（2020年）度から登録開始）にする、という3項目を設定しています。

1 高松市の食品ロス削減数値目標

本市においても、「高松市ごみ処理基本計画」や国及び香川県の数値目標と調和を図りながら、本市の数値目標を設定し、食品ロスの削減を推進します。

① 基準年度とその食品ロス発生量

「高松市ごみ処理基本計画」との調和を図るため、平成28年(2016年)度を基準年度とし、その直近(平成30年(2018年)度)に実施した食品ロス実態調査の家庭系一般廃棄物(可燃ごみ)における食品ロスの割合14.3%を用いて、基準年度の食品ロス発生量を推計しました。

○基準年度(平成28年(2016年)度)の食品ロス発生量

家庭系一般廃棄物54,678t×食品ロスの割合14.3%=7,819t

② 目標年度

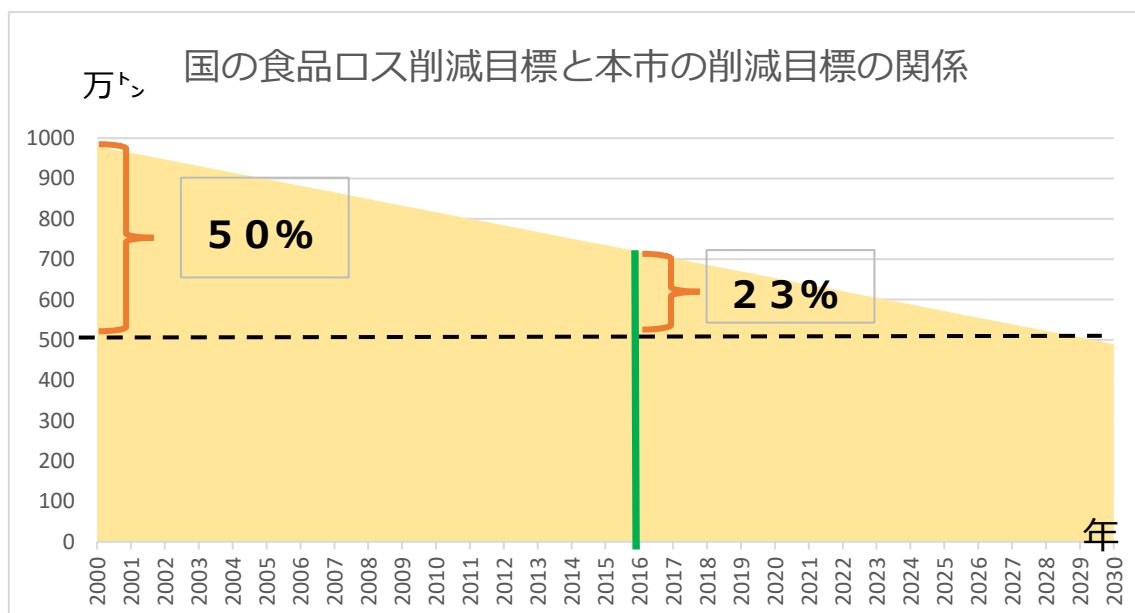
目標年度は国や香川県の目標年度でもある令和12年(2030年)度としますが、本市の「一般廃棄物処理基本計画」や「ごみ処理基本計画」の目標年度である令和9年(2027年)度においても、達成状況を確認します。

③ 目標設定の考え方

国は2000年(平成12年)度から2030年(令和12年)度までの30年間で半減(▲50%)の目標を設定していますが、本市には2000

年（平成12年）度の食品ロスを推計するデータがないため、香川県の目標設定を参考に、基準年度の平成28年（2016年）度から令和12年（2030年）度までの基準年度を除く14年間で、国と同じ削減割合を目指すこととします。

その削減割合は、 $14\text{年} / 30\text{年} \times \blacktriangle 50\% \div \blacktriangle 23\%$ となります。



【市の数値目標】

目標年度	令和12年（2030年）度
削減目標	平成28年（2016年）度比 23%削減 する (6,021t以下)

同様に、本計画や本市の「一般廃棄物処理基本計画」や「ごみ処理基本計画」の目標年度である令和9年（2027年）度における達成状況の参考値を設定します。

確認年度 令和9年（2027年）度

参考値 平成28年（2016年）度比20%削減（6,255t以下）

$(14 - 3) \text{年} / (30 - 3) \text{年} \times \blacktriangle 50\% \div \blacktriangle 20\%$

2 その他の数値目標

【家庭系食品ロス】

香川県の目標を参考に、本市が実施する市民向けアンケートにおいて、「食品ロスを出していないと思う」と回答した人の割合を、**令和9年（2027年）度に「60%以上」と**します。

【事業系食品ロス】

香川県が取り組む「かがわ食品ロス削減協力店登録制度」を、本市でも推奨することから、**本市に住所がある当該登録店舗数を、令和9年（2027年）度に「150店舗以上」（令和2年（2020年）度から登録開始）と**します。

第8章 計画の推進体制及び進行管理

1 計画の推進体制

市民、事業者、行政等の多様な主体が適切な役割分担のもと、連携・協力し、食品ロスの削減に向けた取組を推進します。

また、「高松市廃棄物減量等推進審議会」等において、事業者、関係団体、行政等の関係者が食品ロス削減について、意見・情報交換を行い、得られた意見や情報などを適切に施策に反映させるとともに、連携・協力して施策を実施します。

2 関連する施策等との連携

食品ロスの削減については、多岐にわたる施策に位置付けられているため、関係部局と緊密に連携し、関連施策との連携を推進するとともに、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成と「ゼロカーボンシティ」実現に貢献できるよう努めます。

- ・ エシカル消費の啓発（くらし安全安心課）
- ・ 子ども食堂への支援（子育て支援課）

- ・ 総合的な食育の取組（健康づくり推進課）
- ・ 保育所（園）、幼稚園、こども園の食育の取組（こども保育教育課）
- ・ （食育としての）地産地消等の取組（農林水産課）
- ・ 学校給食の（食育）の取組（保健体育課）
- ・ （食育としての）早寝早起き朝ごはん運動（生涯学習課）

3 計画の進行管理

計画の推進に当たっては、事業者や香川県などの協力を得て、食品ロスの発生状況に関する実態を定期的に把握し、目標の達成状況や施策の実施状況を継続的に検証するとともに、検証結果を踏まえ、必要に応じて施策の見直しを検討することとします。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴う新しい生活様式により、食に関する市民の消費行動や事業者の事業活動に変化が生じる可能性があることから、こうした変化を適切に把握し、柔軟に対応するよう努めます。